残余財産の処分方法（例）

１　純資産　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　解散・清算諸費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（１）解散事務費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（２）従業員退職費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（３）諸税　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（４）○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　※該当項目のみ記載すること。

３　差引残余財産の額（１－２）　　　　　　　　　　　　　円

４　残余財産の処分方法

※　出資持分あり医療法人の場合

　　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、払込済出資額に応じて出資者に帰属させる。

※　出資持分なし医療法人の場合

　　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、○○（定款に規定している者から選ぶ。）に帰属させる。

５　出資者名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 出資額（円） | 出資割合（％） | 分配額（円） |
| ○○　○○  ○○　○○  ○○　○○ | ○円  ○円  ○円 | ○％  ○％  ○％ | ○円  ○円  ○円 |